

(仮称) 川口市子ども条例の検討について

背景

- 現在、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる「本当に住みやすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでいる。
- その一方で、近年は児童虐待の増加や子どもの貧困などが問題となっている。



誰一人取り残さず、すべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すため、

(仮称) 川口市子ども条例の制定を検討する。

検討体制 (案)

- 児童福祉関係部局と教育委員会が連携して「(仮称) 子ども条例検討委員会(①)」を組織し、市としての考えを検討する。
- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会(②)の下に新たに「(仮称) 子ども条例検討部会(③)」を設置し、市と共同で素案を作成する。
※検討部会には、専門分科会委員のほか、外部の有識者に臨時委員として参加を求める検討している。
- 検討委員会と検討部会で作成した条例素案を児童福祉専門分科会に諮り、条例案を作り上げる。
- 同時に、パブリック・コメント手続き等を通じて広く市民から意見を募る。

検討委員会の構成員

- 子ども部長（委員長）
 - 子ども部
子ども総務課長、子育て支援課長、
子育て相談課長、保育運営課長、
保育幼稚園課長、青少年対策室長
 - 福祉部
障害福祉課長
 - 保健部
地域保健センター長
 - 学校教育部
学務課長、指導課長
- ※構成員は議論の過程で追加する場合がある。

